日野町監査委員告示第９号

地方自治法第１９９条第７項に基づき、令和６年度に実施した財政援助団体等の監査結果を下記のとおり公表する。

令和７年３月２７日

日野町代表監査委員　　東　　源 一 郎

監 査 結 果

１．実施監査委員　　東　源一郎　・　川東　昭男

２．監査の種類　　財政援助団体等に対する監査

３．監査等の概要

ア．監査等の実施期間および監査対象課等

令和６年９月２４日（火）

日野町農業再生協議会・農林課

イ．監査等の対象とした事項および範囲

令和５年度日野町農業再生協議会運営費補助金　　6,733,500 円

ウ．監査手続

関係証拠書類の提出を求め、説明を受け、質疑応答により実施

エ．その他監査等の目的、着眼点

対象事業の内容、公益上の必要性、算定方法、証拠書類の整備、事務手続の適正等を主眼に監査した。

４．監査結果

ア．監査等による事務の執行、事業の管理状況についての意見

町および団体における運営補助等の公的管理に誤りのないことを認めます。

日野町農業再生協議会においては、経営所得安定対策の推進や戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進、地域農業の振興等を目的に、町やＪＡを中心に事業を推進されている。

近年は、国から農業者への補助金は直接交付が多くなってきたものの、農業者に対する補助金の申請窓口として計画の受理、現地確認までの重要な事務を担っており、地域農業の維持向上に対する期待も高いものがある。

今後も、その役割を果たすため、町の農業を振興、先導する組織として、運営面については農林課との連携を密にされ、しっかりとした事務局体制を確立されることを望みます。

イ．指摘事項　　なし